



下妻市長 菊池 博 様

下妻市国民健康保険運営協議会
会長 高橋 節雄



国民健康保険税の税率等について（答申）

令和3年8月5日付け保年第11号「国民健康保険税の税率等について（諮問）」につきまして、下記の事項を審議した結果、諮問の通りに決定する結論を得たので答申します。

記

1 審議を行った事項

(1) 国民健康保険税の税率について

県内統一的な運営方針である「茨城県国民健康保険運営方針」が令和2年10月に改訂され、県内各市町村における国保料（税）の算定方式を2方式（所得割・均等割）とし、令和4年度からの統一を目指すことが規定された。本市においても、当該運営方針にもとづき、資産割及び平等割を廃止し、国民健康保険税の算定方式を2方式とするため、別表1の改正案の通り、税率改正を行う。

なお、資産割及び平等割を廃止した場合の保険税の減収分は、所得割及び均等割の税率へ振り分けることになり、資産割を負担していない世帯や世帯構成員の多い世帯は、税負担が増える傾向にある。そのため、改正案においては、激変緩和措置として、国民健康保険支払準備基金の一部繰入れにより、税負担の抑制を図っており、現行税率に比べ、一人当たり調定額は低くなる見込みである。

(2) 国民健康保険税の減額について

前年の世帯の総所得額が一定基準以下の場合の均等割の減額は、別表2の改正案の通りとする。

(3) 国民健康保険税の普通徴収の納期の変更について

現在の普通徴収の納期は、7月納期の第1期から翌年1月納期の第7期までとなるが、別表3の改正案の通り、新たに、2月納期の第8期を追加する。これにより、保険税の2方式化に伴い、税額が増えた場合の1期あたりの納付額の抑制を図っている。

(4) 20歳未満の被保険者の均等割額の減免の新設について

保険税を2方式化した場合は、世帯構成員の多い世帯の税負担が増える傾向にあり、特に、収入の無い子どもが被保険者として加入する子育て世帯の税負担が増えることが課題である。

そのため、子育て世代の負担を軽減するため、令和4年度に新設される県国保特別交付金及び国民健康保険支払準備基金の一部を活用し、別表4の通り、20歳未満の被保険者を対象にした均等割額の減免措置を新設する。

なお、県国保特別交付金は、多子世帯の負担軽減策として、令和4年度に2方式化した市町村に対し、20歳未満の被保険者数に応じて算定されるものであるが、令和5年度以降の交付が未定であることから、後期高齢者支援金等課税額の減免割合は、当該年度の交付額に応じた割合としている。

別表1

		現行	改正案	
基礎課税額 (医療給付費分)	所得割	100分の7.3	100分の7.2	
	資産割	100分の32.7	※廃止	
	被保険者均等割	18,400円	37,000円	
	世帯別 平等割	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯	19,400円	※廃止
		特定世帯	9,700円	
特定継続世帯		14,550円		
後期高齢者支援金等 課税額	所得割	100分の1.6	100分の1.7	
	資産割	100分の7.3	※廃止	
	被保険者均等割	4,100円	9,000円	
	世帯別 平等割	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯	4,300円	※廃止
		特定世帯	2,150円	
特定継続世帯		3,225円		
介護納付金課税額	所得割	100分の1.3	100分の1.6	
	資産割	100分の7.6	※廃止	
	被保険者均等割	6,900円	11,000円	
	世帯別平等割	4,500円	※廃止	

※国民健康保険税は、基礎課税額（医療給付費分）、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を別々に算定し、合計した額になる。

※特定世帯：世帯内の国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、1人だけが国民健康保険に残った世帯で、国民健康保険の資格を喪失した日の属する月（特定月）以後5年を経過する月までの間にある世帯。平等割額の2分の1が軽減される。

※特定継続世帯：世帯内の国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、1人だけが国民健康保険に残った世帯であって、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過するまでの間にある世帯。平等割額の4分の1が軽減される。

別表 2

			現行	改正案	
基礎課税額 (医療給付費分)	7割軽減	被保険者均等割額	12,880円	25,900円	
		世帯別	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	13,580円	※廃止
			特定世帯	6,790円	
		平等割額	特定継続世帯	10,185円	
	5割軽減	被保険者均等割額	9,200円	18,500円	
		世帯別	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	9,700円	※廃止
			特定世帯	4,850円	
		平等割額	特定継続世帯	7,275円	
	2割軽減	被保険者均等割額	3,680円	7,400円	
		世帯別	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,880円	※廃止
			特定世帯	1,940円	
		平等割額	特定継続世帯	2,910円	
後期高齢者支援金等課税額	7割軽減	被保険者均等割額	2,870円	6,300円	
		世帯別	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,010円	※廃止
			特定世帯	6,790円	
		平等割額	特定継続世帯	2,258円	
	5割軽減	被保険者均等割額	2,050円	4,500円	
		世帯別	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	2,150円	※廃止
			特定世帯	1,075円	
		平等割額	特定継続世帯	1,613円	
	2割軽減	被保険者均等割額	820円	1,800円	
		世帯別	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	860円	※廃止
			特定世帯	516円	
		平等割額	特定継続世帯	645円	
介護納付金課税額	7割軽減	被保険者均等割額	4,830円	7,700円	
		世帯別平等割額	3,150円	※廃止	
	5割軽減	被保険者均等割額	3,450円	5,500円	
		世帯別平等割額	2,250円	※廃止	
	2割軽減	被保険者均等割額	1,380円	2,200円	
		世帯別平等割額	950円	※廃止	

【参考】前年の世帯の総所得額に応じた軽減割合

世帯全員（世帯主+被保険者）の所得の合計額が	均等割額の軽減割合
43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下	7割軽減
43万円+（28.5万円×被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）以下	5割軽減
43万円+（52万円×被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）以下	2割軽減

別表 3

現行	改正案
第1期 7月20日から同月31日まで	第1期 7月20日から同月31日まで
第2期 8月20日から同月31日まで	第2期 8月20日から同月31日まで
第3期 9月20日から同月30日まで	第3期 9月20日から同月30日まで
第4期 10月20日から同月31日まで	第4期 10月20日から同月31日まで
第5期 11月20日から同月30日まで	第5期 11月20日から同月30日まで
第6期 12月16日から同月25日まで	第6期 12月16日から同月25日まで
第7期 1月20日から同月31日まで	第7期 1月20日から同月31日まで
	第8期 2月19日から同月28日まで (うるう年にあっては、29日まで)

別表 4

減免の対象となる保険税額	減免の割合	
出生の日から20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者の均等割額	基礎課税額(医療保険分)	2分の1
	後期高齢者支援金等課税額	県国保特別交付金の交付額に応じた割合

2 審議日程等

- 令和3年8月5日(木) 市長から諮問を受ける。
- 令和3年8月12日(木) 国民健康保険運営協議会を開催し、諮問された事項について、出席委員9名による審議を行う。
- 令和3年8月24日(火) 本協議会の答申をとりまとめるため、委員12名による書面
～9月3日(金) 審議を行う。